

# 訳注 晉書刑法志 (未完 (未定稿))

内田智雄

詔下其事、侍中太宰汝南王亮、奏以爲、夫禮以訓世、

而法以整俗、理化之本、事實由之、若斷不斷、常隨輕

重意<sup>△</sup>、則王憲不一、人無所錯矣、故觀人設教、在上之舉、守文直法、臣吏之節也、臣以、去太康八年、隨事

異議、周懸象魏之書、漢詠畫一之法、誠以法與時共、義不可二、令法素定、而法爲議、則有所開長、以爲、宜如頌所啓、爲永久之制、於是門下屬三公曰、昔先

王、議事以制、自中古以來、執法斷事、既以立法、誠不宜復求法外小善也、若常以善奪法、則人逐善、而不

△宋明本・朝鮮本には「斷」が「繼」になっている。

△宋明本・朝鮮本・汲古閣本・斠注本には、「隨輕重意」が「輕重隨意」になっている。なお汲古閣本・斠注本の注に「一作隨輕重意」とある。

△宋明本には「周」が「同」になっている。

△朝鮮本・秘閣本・汲古閣本・斠注本には「令」が「今」になっている。

忌法、其害甚於無法也、按啓事、欲令法令斷一、事無二門、郎令史以下、應復出法駁按、隨事以聞也、<sup>△</sup>

△百衲本・元明本・南監本・秘閣本には「法」が「去」になつてゐる。

詔があつて、このことを群臣に下して議せしめた。侍中<sup>a</sup>太宰<sup>b</sup>

<sup>a</sup>侍中。  
<sup>b</sup>太宰。

の汝南王司馬亮<sup>c</sup>が上奏していゝには、「およそ礼は世人を教訓し、法は風俗を整えるものであつて、政治教化の根本は、そのことがまことにここに発するものである。もし断ずべきに断ぜず、常によろしきに従つて罪を輕重しようといゝ心がまえの

ままに行なうならば<sup>d</sup>、王法は一定性がなくなり、人はその身の置きどころがなくなるであらう。故に人を見て教を設けるといふことは、上にある君主のなすところであり、条文を守つて法をそのまま行なうこととは、臣下官吏の守るべきところである。

私がおもうに、去る太康八年に、事によろしきに従つて罪の論じかたを異にしたことがあつた。周は法を書した木札を象魏に

掲げ、漢は画一の法を謳歌したが、それは誠に、法は時とともに移りかわるものであるにしても、その原理となるものは一つ

であり得ないことによるのである。もし法を最初から一定した

<sup>c</sup>汝南王司馬亮。字は子宝(291 A.D. 死)。晉の武帝の祖父司馬懿の第四子。武帝即位するや、扶風郡王に封ぜられ、のち汝南王、侍中太尉錄尚書事となる。武帝封するにのぞみ、後事を亮に託したが、亮は外戚の楊駿を恐れて、なすところがなかつた。惠帝の皇后賈氏は、楊駿の専横を憎み、武帝の第五子の楚王璋をしてこれを誅せしめ、亮を侍中太宰錄尚書事に任じ、太保衛瓘とともに国政を統べしめた。然るに亮は、楚王璋を忌み、その兵權を奪おうとしたので、楚王璋は亮に廢立の志ありと誣いいついにこれを殺した。

<sup>d</sup>常によろしきに従つて罪を輕重しようといゝ心がまえのままに行なうならば。

宋明本その他のテキストに見られる如く、本文がもし「輕重隨意」であるとすれば、「意のままに従つて罪を輕重すれば」という意になる。

ものとしておきながら、その法を論議の対象とするならば、いよいよ論議の風をつのらせる結果になるであろう。よろしく劉頌の上奏するところに従い、これを永久の制度とすべきであると考える」と。そこで門下<sup>h</sup>から三公<sup>i</sup>に向い、「昔、先王はその事の内容を吟味して罪を定めたが、中古の夏殷周以来、法を堅持して事を断ずるようになった。一旦、法を確立した以上は、まことに法にはずれた小善を求むべきではない。もしいつでも、それが善であるからといって、これに法の位置を奪わせるならば、人々は善を追求して法を恐れぬことになり、その害は法がないよりも甚だしいものとなるであろう。劉頌の上奏文を見ると、法令の裁断を一ならしめ、事の決定を多様ならしめないことを主張している。尚書の郎や令史<sup>j</sup>以下のもので、今後、

法の外に出て異論を唱えるものがあれば、すべてその事があるごとに上聞せよ<sup>k</sup>」と通達があつた。

及于江左、元帝爲丞相時、朝廷草創、議斷不循法律、人立異議、高下無狀、主簿熊遠奏曰、禮以崇善、

e 去る太康八年に、事のよろしきに従つて罪の論じかたを異にしたことがあった。

f 太康八年は 287 A.D. その事件の具体的な内容は明らかでない。あるいは記事の省略があるかも知れない。

g 木札を象魏に掲げ。

h 訳注<sup>田</sup>七八頁、脚注 a 参照。

i 漢は画一の法を謳歌した。

j 訳注<sup>田</sup>六九頁、脚注 f 参照。

h 門下。

門下省のこと。その長官は侍中で、給事黃門侍郎以下の官がこれに属した。始め漢の侍中は、天子の側近に侍し、身辺の雑用に従うものにすぎなかつたが、のち次第にその地位が上昇し、晉代では天子の政治上の顧問格となり、施政方針を決定する機能をもつようになつた。（唐代では中書省が政策の立案を、門下省がその審議を司るようになったが、晉代では、まだそのような分業は見られなかつたようと思われる）。

i 三公。

j 尚書の郎や令史。

k 訳注<sup>田</sup>六三頁、脚注 d 参照、また八三頁、脚注 a 参照。

l 今後、法の外に出て異論を唱えるものがあれば、すべてその事があるごとに上聞せよ。

本文は一解として上記のように訳しておいたが、また「法の外に出て異論を唱えるような不心得なものがあれば、そのことのあるごとに上聞せよ」という意にも解することができる。

法以閑非、故禮有典<sup>△</sup>、法有常、防人之惡、而無邪心、是以周建象魏之制、漢創畫一之法、故能闡弘大道、以至刑曆、律令之作、由來尙矣、經賢智、歷夷險、隨時斟酌、最爲周備、自軍興以來、法度陵替、至於處事、不用律令、競作屬命<sup>△</sup>、人立異議、曲適物情、虧傷

大例、府立節度、復不奉用、臨事改制、朝作夕改、至於主者不敢任法、每輒關諧、委之大官、非爲政之體、若本曹處事、不合法令、監司當以法彈違、不得動用開塞、以壞成事、按法蓋麤術、非妙道也、矯割物情、以成法耳、若每隨物情、輒改法制、此爲以情壞法、法之不一、是謂多門、開人事之路、廣私請之端、

非先王立法之本意也、凡爲駁議者、若違律令節度、當合經傳及前比故事、不得任情以破成法、愚謂、宜令錄事、更立條制、諸立議者、皆當引律令經傳、不得直以情言、無所依準、以虧舊典也、若開塞隨宜、權道制物、此是人君之所得行、非臣子所宜專用、主者唯當徵文據法、

△宋明本・朝鮮本・南監本・汲古閣本・斟注本には「典」の上に「常」の字があり、また百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本には、いずれも「之」が「知」になっている。

△南監本には「屬」が「厲」になっている。

△宋明本には「隨」が「道」になっている。

以事爲斷耳、

江南王朝の時代になつて、東晉の元帝が丞相となつたころは<sup>a</sup>、朝廷が草創の際であつたので、論議裁断は法律に準拠せず、人ごとに異論を立てて、その罪が重かつたり軽かつたりして一定性がなかつた。そこで主簿<sup>b</sup>の熊遠は奏して次のようにいつた。「礼は善を高めるものであり、法は惡を防ぐものである。故に礼にきまつた方式があり、法に恒常性があれば、人の惡を防ぎとめて、よこしまな心をないようさせる。それで、周は象魏の制度を設け<sup>d</sup>、漢は画一の法をつくつた。そのため、まつりごとの大道を明らかにし、刑罰の設けはあつても用ひないですむようになつた。律令の成立は、そのよつてきたるところが久しいのである。賢者や智者の手を経、世の治乱をとおりこえ、時の移り変りに従つて斟酌を加えて、きわめて行届いたものとなつた。ところが戦乱以来<sup>f</sup>、法律制度は次第にくずれて、裁判を処理するのに律令を用いず、あらそつて属命<sup>g</sup>をつくり、人ごとに異論を立て、委曲をつくしてものごとの実情に適合す

江南の元帝が丞相となつたころは。

<sup>a</sup> 東晉の元帝が丞相となつたころは。この東晉の元帝司馬睿は、西晉の愍帝の建興三年(315)に、大都督督中外諸軍事右丞相となつた。丞相となつたというのは、このことを指すのであろう。

<sup>b</sup> 主簿。

主簿については訳注毎一〇四頁、脚注<sup>y</sup>参照。熊遠は丞相府の主簿であった。

<sup>c</sup> 熊遠。

字は孝文、予章南昌の人。監軍華軼の司馬、丞相司馬睿の主簿などを経て、御史中丞、太常卿となつた。上疏・諫言するところが多かつた。

<sup>d</sup> 周は象魏の制度を設け。

訳注<sup>4</sup>七八頁、脚注<sup>a</sup>参照。  
<sup>e</sup> 漢は画一の法をつくつた。

訳注<sup>4</sup>六九頁、脚注<sup>f</sup>参照。

<sup>f</sup> 戰乱以来。

ここでは遠くは後漢末三国以来の争乱を、近くは西晉末の五胡の侵入や、八王の乱にともなう争乱をさすのであろう。

裁判を処理するのに律令を用いず、あらそつて属命<sup>g</sup>をつくり、属命の意義を詳らかにしがたい。

るようにして、大本の体例をそこなうようになつてゐる。そこで、官府が規則を立てても、やはり奉じ守られず、事件に直面するごとに制度が改められ、朝にさだめて夕に改められてゐる。係りの役人は、あえて法によつて処理しようとせず、なにかといえばいつでも伺いをたてて、その处置を高官にゆだねるようになつてゐるが、これは政治を行なう本来のすがたではない。もし当該部局の役人が事を処理して、それが法令にあつていなければ、監督の官司は法に照してその違反を糾弾しなければならぬ。そして、法を発動したりしなかつたりすることをして、すでにできあがつてゐるもの打ちこわすことがあつてはならない。おもうに、法はいわばおおまかなる術であつて、精妙な道ではない。ものごとの実情を矯め切りして、そして法をつくりあげたのにほかならない。もし、いつでもものごとの実情に従つて、すぐさま法のさだめを変改するならば、これは実情をもつて法をこわすものである。法が一定性を欠くのは、つまり多門ということであり、情実の道を開き、請託のいとぐちをつくることであつて、それは先王が法を設けた本来の趣意ではない。およそ、弁駁を行なう場合、たとえそれが律令や規則に一致し

ないときでも、經典<sup>h</sup>、および以前の判決例や故事には合致すべきであり、実情のみを重んじて、既成の法を破つてはならない。

私がおもうに、錄事<sup>i</sup>に命じて、あらためて規定を設けさせて、すべて議論をたてる場合は、みな律令や經典を引かねばならぬ。そしてただ実情だけでもつて論じ、準拠するところなくして、旧来の方式を破ることは許されない。時の宜しきに従つて法を発動したりしなかつたりして、臨機のやりかたでものごとを規制するといったことは、これは君主だけが行なうことのできることで、臣下が勝手に行なつてよいことではない。係りの役人は、ただ条文に照し法に準拠して、犯罪事実で罪を断ずべきなのである。」と。

是時帝以權宜從事、尙未能從、而河東衛展、爲晉王大  
理、考擿故事有不合情者、又上書曰、今施行詔書、有  
考子正父死刑、或鞭父母問子所在、近主者所稱、庚寅  
詔書、舉家逃亡家長斬、若長是逃亡之主、斬之雖重猶  
可、設子孫犯事、將考祖父逃亡、逃亡是子孫、而父祖

<sup>h</sup> 經典。本文には「經傳」とある。訳注<sup>a</sup>一〇八頁、脚注<sup>d</sup>参考照。

<sup>i</sup> 錄事。公府や將軍府および州郡縣の長官のもとに属し、文簿を扱う官。

嬰其酷、傷順破教、如此者衆、相隱之道離、則君臣之義廢、君臣之義廢、則犯上之奸生矣、秦網密文峻、漢興掃除煩苛、風移俗易、幾於刑厝、大人革命、不得不蕩其穢匱、通其圯滯、今詔書宜除者多、有便於當今、著爲正條、則法差簡易、元帝令曰、禮樂不興、則刑罰不中、是以明罰勅法、先王所慎、自元康以來、事故荐臻、法禁滋漫、大理所上、宜朝堂會議、蠲除詔書不可用者、此孤所虛心者也、

しかしこのころ、帝は時に応じた適宜の処置をとるという方針で事を行なつていたので、なお熊遠のことばに従うことができなかつた。そのち、河東<sup>a</sup>の衛展<sup>b</sup>が晉王<sup>c</sup>の大理<sup>d</sup>となると、故事の中の実情にそぐわないところのあるものを調べてとり出し、さらに上書して次のようにいつた。「いま施行されている詔書には、子を究問して子の証言によつて父を死刑に処し、あるいは父母を鞭つて、子のありかを問い合わせただすといふのがあ

<sup>a</sup> 河東。

今の山西省夏県の附近。

<sup>b</sup> 衛展。

字は道舒、河東安邑の人。尚書郎、南陽太守を歴任して永嘉(307—312 A.D.)年間に江州刺史となり、さらに晉王の大理となり、元帝即位の後、廷尉となつた。

<sup>c</sup> 晉王。

司馬睿は建武元年(317 A.D.)三月、建康において晉王となり、帝位についたのは太興元年(318 A.D.)三月である。

<sup>d</sup> 大理。

る。また近ごろ係りの役人たちが引きあいに出す庚寅の詔書には、一家全部が逃亡すれば、家長は斬刑とある。もし家長が逃亡の主導者であれば、これを斬刑にするのは、重いといつてもまだ許せるものがある。しかし、もし子や孫が逃亡の罪を犯した場合、祖父や父を逃亡罪として究問しようとするならば、逃亡したのは子や孫であるのに、父や祖父がそのためにひどい目にあうことになる。これは孝順の理をそこない、教化を破るものであつて、このような事例はその数が多い。父と子がその罪をかばいあうという道義が絶えれば、君臣の間の義がすたれる。君臣の義がすたれれば、上長を犯すところの姦悪が生ずる。秦は法網が密で法文が峻酷であつたが、漢が興つて、その煩瑣苛酷なところを除去し、かくて風俗は移りかわつて、まさに刑はあつても用いないですむような状態に近づいた。有徳な大人が天命を革められた以上、政治のけがれたところを一掃し、崩れ滯つているところを開き通せずにはおかぬものである。いま、詔書には除き去るべきものが多いが、現在に役立つものがあれば、著録して法の正条とするならば、法は多少とも簡明となるであろう」と。元帝は令を下していつた。「礼樂が

廷尉と同じ。漢の景帝・哀帝は、それぞれ廷尉を大理と改称した。また魏の武帝も建安中にこの称を用いている。晉書職官志には、廷尉があつて大理の名を著録せぬが、あるいは元帝が晉王時代にこの名を一時用いたのかも知れない。

さかんにならなければ、刑罰は正しくあてはまらない。それ故、刑罰を明らかにし、法を正しおさることは、先王が細心のおもいをめぐらしたところである。ところが元康<sup>e</sup>以来、いろいろなできじとが相つて起り、法律禁令はますますとりとめもなくひろがつてしまつた。大理の上言したところは、よろしく朝堂において会議すべきである。詔書の中の用うべきでないものを除き去ることは、自分が心を虚しくして受け入れようと思うところである」と。

及帝卽位、展爲廷尉、又上言、古者肉刑、事經前聖、漢文除之、增加大辟、今人戶彫荒、百不遺一、而刑法峻重、非句踐養胎之義也、愚謂、宜復古施行、以隆太平之化、詔內外通議、於是驃騎將軍王導、太常賀循、侍中紀瞻、中書郎庾亮、大將軍諮議參軍梅陶、散騎郎張嶷等議以、肉刑之典、由來尙矣、肇自古先、以及三代、聖哲明王、所未曾改也、豈是漢文常主、所能易者乎、時蕭曹已沒、絳灌之徒、不能正其義、逮班固、深

e 元康。惠帝の時代の年号、291—299 A.D.

△汲古閣本には「王」が「主」になつてゐる。

論其事、以爲外有輕刑之名、內實殺人、又死刑太重、

生刑太輕、生刑施<sup>△</sup>於上、死刑怨於下、輕重失當、故刑

政不中也、且原先王之造刑也、非以過怒也、非以殘人

也、所以救奸、所以當罪、今盜者竊人之財、淫者好人

之色、亡者避叛之役、皆無殺害也、則<sup>△</sup>刑之以刑、刑之

則止、而加之斬戮、戮過其罪、死不可生、縱虐於此、

歲以巨<sup>△</sup>計、此迺仁人君子、所不忍聞、而況行之於政乎、

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本には、いずれも「施」が「縱」になつてゐる。

△朝鮮本には「則」がない。また宋明本・汲古閣本・斟注本には「則」が「加」になつてゐる。なお汲古閣本・斟注本の注に「一作則」とある。

△宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本には「巨」が「臣」になつてゐる。

a 漢の文帝はこれを除いて、死刑を増加した。

文帝が肉刑を廢止せんとして、髡刑と黥刑を労役刑となし、劓刑と刖刑の斬右趾とを笞刑とし、従来の斬右趾の刑を死刑に該当するものとしたことをいう。訳注漢書刑法志、四五頁参照。

b それなのに刑罰法律がきびしく重いのは。

漢の文帝が肉刑を除いて死刑を増加したのをそのまま踏襲していることをさす。

c 越王句践の養胎の精神。

國語卷二〇の越語に、越王句践が吳王夫差に敗れ、再起の力を養つていたとき、父母昆弟に對して、「將に二三子の夫婦を帥いて以て蕃くせんとす」と誓い、民の婚姻をすすめ、子を産むものには医を送り、産後には酒・犬豚をあたえたことが見えてゐる。このことをいふのである」と。帝は詔を下して、ひろく内外の臣下に

論議をつくさせた。そこで、驃騎將軍<sup>d</sup>の王導<sup>e</sup>、太常<sup>f</sup>の賀循<sup>g</sup>、侍中の紀瞻<sup>i</sup>、中書郎の庾亮<sup>k</sup>、大將軍諮議參軍<sup>1</sup>の梅陶<sup>m</sup>、散騎郎の張巍<sup>o</sup>らは、そのことを論じて次のように述べた。「肉刑の法は、

そのよつてきたるところ久しきものがある。太古から始まつて、夏殷周の三代におよぶまで、聖哲や明王がしまだかつて改変しなかつたものである。どうして漢の文帝のような尋常の君主の改め得るところであらうか。その当時、蕭何<sup>p</sup>や曹參<sup>q</sup>はすでに没し、絳侯周勃<sup>r</sup>や灌嬰<sup>s</sup>の徒は、その本来あるべき道を正し明らかにすることができなかつた。班固になつて、深くそのことを論じて、肉刑の廃止は、うわべは刑罰を軽くしたといふことになるが、内ではその実、人を殺したことになり、また死刑は重きに失し、生刑<sup>u</sup>は軽きにすぎた、といふ、お上では軽い生刑を施したつもりでいるのに、しもじもでは死刑が多くなつたことを怨みとしており、刑の輕重が妥当性をかき、そのため刑罰の立てかたが適正でなくなるのである。かつ、先王が刑を造つたわけをたずねてみると、それは度をこえた怒りを加えようとするものではなく、また人をそこなおうとするものでもない。姦惡をとどめるためであり、罪にあてはめるためのものであ

<sup>d</sup>驃騎將軍。  
漢の武帝が霍去病<sup>v</sup>を任じたのに始まる。秩禄は大將軍とひとしい。晉の驃騎將軍には府を開くものと、開かぬものとがあり、前者は一品、後者は二品の官である。

<sup>e</sup>王導。

字は茂弘、山東臨沂の人。東晉の元帝が琅邪王であった頃から親しく、元帝のために吳の民心を收攬するのに功があり、元帝を補導して邦国を安んじた。時人は号して仲父といい、元帝自らも「卿はわが蕭何なり」といって尊崇した。元帝の遺詔によつて明帝を、明帝の遺詔によつて成帝を輔け、位は太傅に進み、ついに丞相を挙げ、咸和五年、年六十四で卒した(267—330)。

<sup>f</sup>太常。

訳注<sup>4</sup>六四頁、脚注<sup>f</sup>参照。

<sup>g</sup>賀循。

字は彥先。会稽山陰の人。吳中の名族の出身。秀才にあげられ、陽羨・武康等の県令・太子舍人を歴任、西晉末、官を去つて世に出なかつたが、元帝が晉王となつたとき請われて軍諮祭酒となつた。建武之初、太常となり、太興二年、年六十で卒した(267—319)。

<sup>h</sup>侍中。

訳注<sup>4</sup>五三頁、脚注<sup>a</sup>参照。

<sup>i</sup>紀瞻。

字は思遠、丹陽秣陵の人。元帝即位ののち侍中となり尚書に転じた。上疏諫諍するところ多く、元帝もその忠烈をよみした。王敦の乱後、自ら表して家郷に還り、官位を固辞して受けず、明帝は止むを得ずしてこれを許し、驃騎將軍となし、常侍<sup>j</sup>はもとの如しとした。年七十二で卒した(253—324)。

る。いま、盜人が人の財物をぬすみ、淫蕩なものが人の容色を

好み、逃亡するものが叛の役<sup>x</sup>を避けるが、これらのものはいづ

れも人を殺傷したわけのものではないのであるから、これに別

を加えて刑すべきである。<sup>y</sup>これを刑すればそれで十分であるの

に、これに死刑を施すのは、刑罰がその罪を上まわることになり、死んだものは生きかえることができない。このように残虐

をほしいままにしており、それは毎年巨大な数にのぼつてい

る。これは、仁者や君子の聞くに忍びないところであり、まして

これを政治の上に実施するにいたってはなおさらのことである。

n

m 梅陶。

字は叔真。西平の人。郷里にあって月旦評を立てたといふ。正史に専伝はないが、陶侃伝によると、王敦の諧議參軍となり、敦が侃を害しようとしたのを諫めたこと、および尚書になつたことなどが見えてゐる。また北堂書鈔にひく梅陶自伝によれば、彼は中丞として、皇太子の傅令に対しても、仮借するところがなかつたことが見えてゐる。隋書經籍志には、梅陶集九巻を著録し、その官名を光祿大夫としている。

n 散騎郎。

散騎侍郎のこと。散騎の官は秦に始まり、漢代には列侯から郎中にいたるまでの加官名で、天子の出御のとき騎乗して従つた。後漢には一度廢されたが、魏の文帝のときまたおかれた。散騎侍郎はそのときにおかれ、晉にいたるまで散騎常侍、散騎侍郎、侍中黄門郎とともに尚書の奏事をとり行なつた。晉代の散騎侍郎には正員のほか、通直・員外等がある。

o 張嶷。

o その伝を詳かにしない。

p 蕭何。

p 沛の人。秦の小吏であったが、漢の高祖劉邦の挙兵を助け、咸陽に入ると秦の律令図書を収めて漢の王業に資した。高祖が項羽と

j 中書郎。

中書侍郎のこと。魏の通事郎にあたる。書疏表檄をつかさどる官。

k 庾亮。

字は元規、鄆陵の人。明穆皇后の兄。中興の初、中書郎となり、東宮に侍講し、明帝即位ののち中書監となり、明帝の遺詔によつて王導とともに幼主を輔け、太后が朝に臨んでのちは政事いつに亮によつて決せられた。のち司空となつたが咸康六年、年五十二にして卒した(289—340)。

l 大將軍諮議參軍。

大將軍は古えの官名で、漢の武帝はこれに大司馬の名を冠して尊んだ。魏末晉初には、この地位を占めるものは政治の実権を掌握した。諮議參軍とは、大將軍を始め、晉代に開府して公の位にあるものの府にあって、軍事の諮詢をうけ、謀議にあずかるものであった。

戰<sup>いたとき</sup>は、關中かんちゆうにあって兵食の補給につくし、天下一統ののや、功績第一等として八千戸に封ぜられ、相國となつた。惠帝二年(193 B.C.)に卒した。秦の法を取捨し、九章律を定めた」とは、本文に見える通りである。

q 曹參。

沛の人。秦の獄吏。高祖の挙兵を助け、建成侯に封ぜられた。齊の相國となり、平陽侯に封ぜられ、惠帝二年、蕭何のあとをうけて相國となり、蕭何の政治を改変する」となく、清靜な政治で民を寧んじたことをもって知られた。惠帝五年(190 B.C.)に卒した。

r 絳侯周勃。

沛の人。貧賤から身をおこし、呂后にすぐれた。高祖の入関に功あり、そののち軍功をかきねて絳侯に封ぜられ、太尉に任せられた。高祖の崩後、呂后一族を誅して、文帝を迎立し、丞相となつた。文帝十一年(169 B.C.)に卒した。

s 灌嬰。

睢陽の人。高祖の挙兵を助け、車騎將軍穎陰侯となり、ひきつけ武功をたてた。呂氏の誅滅や文帝の迎立に功があり、太尉たること三年、周勃について丞相となり、文帝四年(176 B.C.)に卒した。

t 班固。

字は孟堅。扶風安陵の人。父彪の志をついで漢書を編した。蘭台令史、玄武司馬等を経て、後漢の和帝のとき中護軍となつたが、大將軍竇憲の罪に連坐して官を免ぜられ、さらに洛陽令种兢の私怨をうけて獄中で死んだ。時に永元三年(91 A.D.)、年六十一であつた。班固の肉刑に関する意見は、漢書刑法志(訳注、四六、五〇、八二頁以下など)に見えている。

u 生刑。

死刑以外の刑のこと。

v 肉刑の廃止は、……生刑は軽きにすぎた、といい。

漢志に「外有輕刑之名、内實殺人」、「死刑既重、而生刑又輕」等の語がある。訳注、四四、四九頁参照。

w お上では軽い生刑を施したつもりでいるのに、しもじもでは死刑が多くなつたことを怨みとしており。班固の「外有輕刑之名、内實殺人」ということば、文帝が肉刑を廃止して笞刑としたが、笞刑によつて却つて死者が屢出したので、笞刑は実は死刑と異なるところがなかつたことを指摘したものであるが、ここでは、肉刑をなくしたことによつて、刑を軽くしたと考えているが、肉刑がなくなつたことによつて、実は人を死刑に追いやつてゐるという意味で援用している。

x 叛の役。

その意義が明らかでない。

y これに刑を加えて刑すべきである。

原文がもし宋明本・汲古閣本・斠注本の如く、「加之以刑」であるとすれば、「これに刑を加える」という意になる。また「刑」と「刑」との字形の類似から「刑」と「刑」とを誤つたものとし、「刑之以刑、刑之則止」を作るべしとする説も、文意の上からは首肯し得るが、姑らく原文のままに訳しておく。

若乃惑其名、而不練其實、惡其生而趣其死、此畏水投舟、避坎蹈井、愚夫之不若、何取於政哉、今大晉中興、遵復古典、率由舊章、起千載之滯義、拯百殘之遺黎、使皇典廢而復存、黔首死而更生、至義暢于三代之際、遺風播乎百世之後、生肉枯骨、惠侔造化、豈不休哉、惑者乃曰、死猶不懲、而況於刑、然人者冥也、其至愚矣、雖加斬戮、忽爲灰土、死事日往、生欲日存、未以爲改、若刑諸市朝、朝夕鑒戒、刑者詠爲惡之永痛、惡者覩殘刑之長廢、故足懼也、然後知先王之輕刑以御物、顯誠以懲愚、其理遠矣、

△宋明本には「猶」が「由」になっている。

△秘閣本には「刑」が「則」になっている。  
△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本には「誠」が「誠」になっている。なお汲古閣本の注に

刑を軽くするという名にまどわされて、その実を吟味せず、その生をにくんで、死に追いやるようなことは、これは水をおそれて舟から身を投じ、くぼみをさけて井戸におちるようなもので、愚者にすらおよばないことである。どうしてこれを政治のうちにとりいれられようか。いまや、わが晉の国は中興し、

古えの制度に循い復し、旧来の法令に由り従つて、長年滯つていた正しい義をおこし、あまたの残害を経てきた生き残りの民を救い出した。至上の古法を廢絶から復興し、民を死からよみがえらせ、その至極の義みちが遠く三代の域にまで達し、その遺風が百代のうちにまでひろがり、枯骨に肉を生じさせ、恵みが天地の造化にひとしくなるならば、なんとうるわしいことではなかろうか。ところが、わけのわからぬものどもは、『死刑ですらなお懲らすことができないのに、まして生刑においてはなおさらである』<sup>a</sup>という。しかしながら、人とは冥のことであり、至つて愚かなものである。たとえ斬刑を加えて、たちまちにして灰土としてしまつても、死者のことは日々過去のこととなり、生ける身の慾望が日々に存するから、行ないを改めようとはしないものである。だからもし、罪人を市場や朝廷で処刑して、朝夕のいましめとするならば、刑せられたものは悪いことをして受けた永久の苦痛に呻吟し、姦惡なものは、からだに傷つけられあしきり刑けいされて一生不具になるのを見るであろう。だから民を恐れさせるのに十分である。このようにして始めて、先王が刑を軽くして民を統御し、誠めをあらわに示して愚かなものを

<sup>a</sup> 人とは冥のことであり。

原文は「人者冥也」とあり、通典（百六十八）は「人」を「眡」に作つてゐる。いずれも唐の太宗の諱、「民」をさけたものである。「民」と「冥」とは音通の字であつて、このことばは、尚書呂刑、論語泰伯篇の鄭注に見えてゐる。

<sup>b</sup> たとえ斬刑を加えて、たちまちにして灰土としてしまつても。

原文は「斬戮を加ふと雖も、忽にして灰土となり」と読解することもできるが、ここでは「斬戮を加えて、忽にして灰土となると雖も」という読み方に従つて訳しておいた。

懲らしめたのは、その理が深遠であることが分るのである。

尚書令刁協<sup>a</sup>、尚書薛兼等、議以爲、聖上悼殘荒之遺  
黎、傷犯死之繁衆、欲行刑以代死刑、使犯死之徒、得  
存性命、則率土蒙更生之澤、兆庶必懷恩以反化也、今  
中興祚隆、大命惟新、誠宜設寬法以育人、然懼羣小愚  
蔽、習翫所見、而忽異聞、或未能咸服、愚謂、行刑之  
時、先明申法令、樂刑者刖、甘死者殺、則心必服矣、  
古典刑不上大夫、今士人有犯者、謂宜如舊不在刑例、  
則進退爲允、

尚書令の刁協<sup>a</sup>、尚書の薛兼らが議して次のようにいった。

「陛下は、残害荒廃の世から生き残った民ぐさをあわれみ、死  
罪を犯すものの多いのをいたまれて、刖刑を行なつて死刑にか  
え、死罪を犯したやからが、その生命をたもち得るようにして

△百衲本・朝鮮本・南監本には「協」が「協」になつて  
いる。

a 尚書令。  
訳注(1) 一〇二頁、脚注 f 参照。

b 刁協。  
字は玄亮、渤海饒安の人。年少にして経籍を好み、博  
覽強記であった。元帝が江南にあるとき鎮東軍諮祭酒  
となり、元帝が丞相のとき左長史、即位ののち尚書左  
僕射となつた。東晉の制度の制定にあずかって功があ

やろうとおぼしめされている。そうすれば、天下は蘇生の恩澤をうけ、万民は必ず君恩になつき、徳化のもとにたちかえるであろう。いま、晉は中興して皇運は盛んとなり、天命はここに一新せられた。まことに、寛大な法を設けて万民を養ない育てるべきである。しかしながら、もろもろの小人どもは愚かでものごとがわからず、自分の見聞するところになじみ、耳なれない意見を軽んずるがために、あるいは、まだことごとくは納得することができないのではないかと憂慮する。私がおもうに、刑を行なう時、まず法令を周知徹底させ、肉刑を願うものは別刑を施し、死刑を望むものは殺すようにすれば、民心は必ず納得するであろう。古えのおきてに「刑は大夫に上さず」とあるが、いま、士人が罪を犯した時には、おもうに、古えのように刑の適用範囲外におくのがよろしい。そうすれば、措置として妥当なものとなるであろう」と。

つた。太興の初に尚書令となり、数年の間その職につたが、王敦の叛逆の際に殺された。

c 尚書。

訳注④六三頁、脚注 b 参照。

d 薛兼。

字は令長、丹陽の人。年若くして同郡の紀瞻、吳郡の顧榮、会稽の賀循らとともに有名で、元帝が安東將軍の時に仕え、軍諮祭酒から丞相長史に遷り、丹陽太守となり、中興ののち尚書に移り、太子少傅を領した。永昌の初めに太常となり、明帝即位ののち散騎常侍を加えられた。

e 刑を願うものは別刑を施し、死刑を望むものは殺すようにはすれば。

漢書刑法志の末尾に、班固は「今死刑にかかるものは、みな罪人の希望をきて、死刑の代りに肉刑を行なうようにするがよい」と述べている。訳注漢書刑法志、五八頁参照。

f 刑は大夫に上さず。

礼記、曲礼上にあることば。

g 士人。

古えは、王・侯・卿・大夫・士の階級があり、大夫と士とは身分的な差異を有していたが、この時代には、士人はひろく官人もしくは官人を出す家柄のものをさしていった。

尙書周顥、郎曹彥、中書郎桓彝等、議以爲、復肉

刑以代死、誠是聖王之至德、哀矜之弘私、然竊以爲、

刑罰輕重、隨時而作、時人少罪而易威、則從輕而寬之、時人多罪而難威、則宜化刑而濟之、肉刑平生所應立、非救弊之宜也、方今聖化草創、人有餘奸、習惡之徒、爲非未已、截頭絞頸、尙不能禁、而乃更斷足劓鼻、輕其刑罰、使欲爲惡者、輕犯寬刑、蹈罪更衆、是爲輕其刑以誘人於罪、殘其身以加楚酷也、昔之畏死刑、以爲善人者、今皆犯輕刑、而殘其身、畏重<sup>△</sup>之常人、反爲犯輕而致囚、此則何異斷刖常人、以爲恩仁邪、受刑者轉廣、而爲非者日多、踊貴屢賤、有鼻者醜也、徒有輕刑之名、而實開長惡之源、不如以殺止殺、重以全輕、權小停之、須聖化漸著、兆庶易威之日、徐施行也、議奏、元帝猶欲從展所上、大將軍王敦以爲、百姓習俗日久、忽復肉刑、必駭遠近、且逆寇未殄、不宜有慘酷之聲、以聞天下、於是乃止、

△元明本・秘閣本には「重」がない。

尚書の周顥<sup>a</sup>、尚書郎<sup>b</sup>の曹彥<sup>c</sup>、中書郎<sup>d</sup>の桓彝<sup>e</sup>らが、議して次の

ようになつた。「肉刑を復活して死刑にかえることは、まこと聖王の至徳であり、憐愍の大御心である。しかしながらひそかに考えてみると、刑罰の軽い重いは、その時勢にともなつて定まるもので、その時の民の犯罪が少なく、威しやすい状態にあれば、軽い刑を用いて寛大にし、その時の民の犯罪が多く、威しがたい状態にあれば、肉刑を化して世を治めるべきである。

肉刑は平常の世に行なうべきもので、時弊を救うのに適當なものではない。いま、聖化はその緒についたばかりで、民には姦悪な心の名残りがあり、悪事になれ染つてゐるやからは、非行をおこなつてまだやめない。たとえ頭<sup>こう</sup>をたちきり頸<sup>くび</sup>をしめ殺しても、なおそれを禁止することができないので、足を斷ちきり鼻を切りおとすのにとどめて、その刑罰を軽くすれば、悪事を行なおうとするやからに、寛大な刑をかるがるしく犯させ、罪におちいるものが一層数多くなる。これは、その刑を軽くして、人を罪にひきいれ、そのからだをそこない傷つけてきびしい痛苦をあたえるものである。以前は、死刑をおそれて善人となつたものが、いまはみな、軽い刑を犯してそのからだをそこない

a 周顥。

字は伯仁、汝南安成の人。東晉の初め吏部尚書となり、太興の初に太子少傅、さらに尚書左僕射となつたが、いずれも吏部尚書はもとの如くに領し、のち護軍將軍となつた。酒の上の失敗が極めて多かつたが、王導は厚く彼を遇した。王敦の叛逆の際に殺された。年五四(269—322 A.D.)。

b 尚書郎。

訳注<sup>f</sup> 101頁、脚注<sup>j</sup> 参照。

c 曹彥。

その伝を詳かにしない。

d 中書郎。

中書侍郎のこと、訳注<sup>出</sup> 61頁、脚注<sup>j</sup> 参照。

e 桓彝。

字は茂林。譙國龍亢の人。若い時から庾亮と深交があり、周顥に重んぜられた。元帝に仕えて中書郎・尚書吏部郎に累進したが、王敦が権をほしいままにするに及んで職を去り、明帝が王敦を討つとき散騎常侍となり、密謀に参画し、王敦の乱平定ののち、功によつて万寧県男に封ぜられ、やがて宣城内史に補せられたが、王峻の乱に城を固守して年を経たが、ついに力つきて殺された。年五十三(276—328 A.D.)。

f 肉刑を化して。

原文には「化刑」とあるが、おそらくは文字に誤りが存するのであろう。通典(百六十八)は「死刑」に作つており、意義としては死刑をいうものであることは疑いないが、原文を「死刑」に改めることには賛同しがたい。しばらく原文に従つて訳しておく。

傷つけることになり、重刑をおそれる常人が、かえつて、軽い刑を犯してとらわれびととなるようになる。このようなやりかたは、常人に断刑<sup>あじきり</sup>の刑を行なつて、それを「恩とする」と異なるところがあろうか。そのため、刑をうけるものがいよいよふえ、非行をなすものが日々に多くなり、刖刑をうけたものはきもののが高くて、常人はきものがやすくなり、鼻のあるものが醜いことになる。これは表面上、刑を軽くしたという名はあっても、実際には、姦悪を増長させる源をひらくものである。人を刑殺することによって殺人を防止し、重い刑を行なつて軽い罪を犯させないようにするのにこしたことはない。假りに暫らく見合せておいて、聖化がおにおいあらわれて、万民が威しやすくなる日をまつて、おもむろに肉刑を施行すべきである」と。この議が上奏せられたが、元帝はなお衛展<sup>h</sup>の上奏に従がおうと思つた。しかし大將軍<sup>i</sup>の王敦<sup>j</sup>が、「万民はながい間、従来のしきたりになれているから、突如として肉刑を復活すれば、必ずや遠近の民をおどろかすことであらう。かつまた、逆賊どもまだ絶滅しているわけではないから、残酷であるところをいふが、天下に伝わることがあつてはならない」と

<sup>g</sup> 刁刑をうけたものはきものの値が高くて、常人のは

<sup>g</sup> きものがやすくなり。  
左伝昭公三年に見える」とば。

<sup>h</sup> 衛展。

訳注出五六頁、脚注b参照。

<sup>i</sup> 大將軍。

訳注出六一頁、脚注1参照。

<sup>j</sup> 王敦。

字は處仲、王導の従父兄である。武帝の女を娶り、駙馬都尉、太子舍人となり、給事黃門侍郎に遷つた。趙王倫の叛乱平定に功を立て、惠帝復位ののち、散騎常侍、左衛將軍、大鴻臚、侍中、さらに出でて青州刺史となり、永嘉の初め中書監となつた。王導とともに東晉の元帝の創業を助けた。中興ののち威權並ぶものなく、ついに驕慢の志をいだくにいたり、ついに帝位を窺わんとして兵を起したが、病のため陣中に卒した。年五十九(266—324 A.D.)。

申し述べたので、それはとりやめになった。

咸康之世、庾冰好爲糾察、近於繁細、後益矯違、復

存寬縱、疏密自由、律令無用矣、至安帝元興末、桓玄

輔政、又議欲復肉刑斬左右趾之法、以輕死刑、命百官

議、蔡廓上議曰、建邦立法、弘教穆化、必隨時置制、

德刑兼施、長貞一以閑其邪、教禁以檢其慢、灑湛露以

流潤、厲嚴霜以肅威、雖復質文迭用、而斯道莫革、肉

刑之設、肇自哲王、蓋由曩世風淳、人多惇謹、圖像既

陳、則機心直戢、刑人在塗、則不逞改操、故能勝殘去

殺、化隆無爲、季末澆僞、設網彌密、利巧之懷日滋、

恥畏之情轉寡、終身劇役、不足止其奸、況乎黥劓、豈

能反於善、徒有酸慘之聲、而無濟俗之益、至於弃市之

條、實非不赦之罪、事非手殺、考律同歸、輕重約科、

減降路塞、鍾陳以之抗言、元皇所爲留愍、今英輔翼

△朝鮮本には「咸」が「成」になっている。

△宋明本・朝鮮本には「教」が「政」になっている。

△汲古閣本には「灑」が「洒」になっている。

△宋明本には「弃市」が「市弃」になっている。

贊、道邈伊周、誠宜明慎用刑、愛人弘育、申哀矜以革

△

△宋明本には「申」が「申」になつてゐる。

濫、移大辟於支體、全性命之至重、恢繁息於將來、而孔琳之議不同、用王朗夏侯玄之旨、時論多琳之同、故遂不行、（完）

△宋明本には「不」が「申」になつてゐる。

咸康のみ世に、庾冰<sup>b</sup>は好んで糾察を行ない、殆んど煩細に近じるのであつたが、のちになると次第にそれを改めて、寛大を進むようになつた。かくて法の適用の疏密が意のままであつて、律令は用いられるところがなかつた。安帝<sup>a</sup>の元興の末にいたつて、桓玄<sup>f</sup>が輔政のときに、また會議にかけて、肉刑の斬左右趾の法を復活し、死刑を輕減しようと思ひ、百官に命じてそのことを議せしめた。そこで、蔡廓<sup>g</sup>が議をたてまつて次のようになつた。「邦を立て法を設け、教をひろめ化をあつくするには、必ず時世に従つて制度を定め、恩徳と刑罰とをあわせ施し、純一な心を助長して邪<sup>ハシナガ</sup>を防ぎとどめ、教化禁令でもつて放縱な心を抑制し、厚い恵みの露をそそいであまねくうるおし、厳しく戒めの霜を降らしてわきしめおぶやかのである。王

a 咸康。

東晉の成帝(325—342 A.D.)の時代の年号、335—342 A.D.

b 庾冰。

字は季堅、庾亮の弟。秘書郎となり、華軼の討滅、蘇峻の反乱鎮定に功があり、のち中書監・揚州刺史となり、康帝即位(342 A.D.)のち車騎將軍に進められたが、自ら求めて地方の任につき都督江荆等七州・豫州四郡軍事となり、江州刺史を領した。康獻皇后が朝政を摂り、冰を輔政に徵したが辞して受けず、ついに卒した。年四十九(296—344 A.D.)。

c のちになると次第にそれを改めて。

原文には「後益矯違」とある。胡三省(通鑑卷九十六、晉成帝咸康五年)は、「前の繁細を矯めて寛縱に流れ、いよいよ正道に違ふをいふ」と注し、庾冰自身の態度の変改と解している。しかし本伝(晉書卷七十三)には、そのような事実は見えず、むしろ尹殷との問答では、王導の寛惠を非とし、威刑に任すべきことを主張している。

朝によつて質朴主義の政治が行なわれたり文華主義の政治が行

なわれたりすることがあつても、この原理は改められることが

ない。肉刑が設けられたのは、太古の聖王から始まつたもので

ある。おもに、昔の世は風俗が敦朴で、民は多く淳良謹直で

あつたので、<sup>i</sup> 図像が田の前にあれば、巧詐の心はずぐらまや  
み、刑をうけたものを道で見かけば、不逞のやからぬ心  
を改めたものである。だからして、残暴の人に悪をなむしめず  
刑殺を用ひることなく、教化は無為にして盛んとなつた。とい

ろが末の世は、軽薄で詐りが多く、法網を設けることがじよじ  
よじまかくなつた。そして、利巧の心が日々に多くなり、恥じ  
畏れる情<sup>j</sup>がじよじよ<sup>k</sup>しなくなつた。たとえ終身はげしい労役に  
服させても、その姦惡をやめねやしができなか。まして、黥や  
劓の刑ではなおれのひとで、どうして善道にたちかえらすこ  
とができるようが。じだずらに惨酷のきいえのみがあつて、風俗を  
よくする上に益するところがない。奔市<sup>l</sup>の条項のじときは、実

はそれを免除し得ない罪ばかりではない。手ずから人を殺した

のでない場合でも、律に照すと同じ結果になる。軽い罪も重い  
罪もその刑を均しくしてじて、刑をひきおげる道が塞がれてい

d 安帝。(395—418 A.D.)

e 元興。

f 安帝の時代の年号、402—404 A.D.

桓玄。

g 字は敬道、一に靈眸ともい。桓溫の子で、父の死後、南郡公を襲爵し、年二十三で太子洗馬を挙げ、太元(376—395 A.D.)の末、義興太守に補せられたが、官をすべて国に帰り、隆安(397—401 A.D.)の初、広州刺史等に任せられたが任に赴かず、のち荊州四郡の都督を経て荊州、江州の刺史等に累進した。元興二年(403 A.D.)帝位を奪い、大赦改元して永始と改めたが、翌年劉裕劉毅等によって斬殺された。時に年三十六(369—404 A.D.)。

h 純一な心を助長して邪を防ぎとどめ。

i 原文には「長貞一以閑其邪」とあるが、蔡廓伝(宋書、卷五十七)には「長」の字がない。

j 図像。

k 図像が果して如何なるものであつたか明らかにしがた  
いが、刑を受けるありさまや、刑を受けたものの姿など  
を絵図にしたものではないかと思われる。

l 奔市<sup>l</sup>の条項のじときは、実はそれを免除し得ない罪ば

る。鍾繇と陳羣とはこのことを上言し、また元帝もこの点にあ

われみの心をいだかれた。いま、すぐれた臣下が陛下を助けて、政道は伊尹<sup>m</sup>や周公<sup>n</sup>にもまさつてゐる。まことに明慎して刑

を運用し、民を愛して化育をひろめ、矜<sup>あわせ</sup>みの心をあらわして刑の濫用を改め、死刑を肉刑にかえ、生命という最も貴重なもの

をそこなうことなく、将来、子孫が繁栄するようにはかるべきである」と。ところが孔琳之の意見はこれに賛同せず、王朗や夏侯玄<sup>r</sup>の論旨を用いて反論し、当時の論も多くは琳之と同じであつたので、ついに行なわれなかつた。(完)

かりではない。

漢の文帝は肉刑を廃して、もと斬右趾のものを弃市の刑に入れた。従つて弃市の刑には、斬右趾にかかることのできるものを含んでいたから、肉刑を復活すれば、弃市の刑の若干は減免することができることをいうものである。

k 軽い罪も重い罪もその刑を均しくしていく。

原文には「輕重約科」とあり、「約科」でも意は通じ得ないことはないが、蔡廓伝には「均科」とあり、通典(百六十八)もまた「均科」に作つてゐるので、こ

こでは「均科」に従つて訳しておいた。

1 鍾繇と陳羣とはこのことを上言し。

訳注<sup>e</sup>、一二二頁参照。鍾繇と陳羣については同上、

脚注<sup>e</sup>、<sup>c</sup> 参照。

m 伊尹。

伊尹は殷の湯王を助けて夏の桀王を滅し、湯王の崩じたのちは、その孫太甲を教誡して殷王朝の基礎をうぢたてた。

n 周公。

周の武王の弟、名は旦。武王を助けて殷の紂王を滅し、魯公に封ぜられ、武王の崩じたのちは、幼主成王の攝政として、いわゆる周の王道を実現し、成王長じたのちは政を成王に還して臣位に復した。

o 孔琳之。

字は彦琳、会稽山陰の人。桓玄が錢を廃して穀帛を用いようとしたとき、これに反対した。琳之は桓玄の意に追従することをしなかつたので、重用されなかつたが、宋朝立つに及んで、侍中、吳興太守等を経、永初二年に御史中丞となり、明憲直法、屈撓するところなく上奏彈劾を行なつた。のち本州大中正を領し、祠部尚書に移り、景平元年に卒した。年五十五(369—423 A.D.)。

p 孔琳之の意見はこれに賛同せず。

孔琳之の意見は、その伝に徵するかぎり(宋書卷五十六、南史卷二十七)、肉刑そのことに反対しているわけではなく、寧ろ賛成しているのであるが、ただ現在の急務とするところは、罪を犯して逃亡したもののが逮捕にあって、そのことがまた将来の誠しめと

もあり、惡の源を断つ根本であることを力説しているのであって、そのため「余条にいたっては、宜しく旧によるべし」といつているのである。従つて下文の孔琳之が、魏の王朗・夏侯玄と同じ肉刑反対の立場をとったということは、その伝によるかぎり微しき得ないところである。

q 王朗。

訳注<sup>④</sup>一二〇頁、脚注g、h 参照。

r 夏侯玄。

訳注<sup>⑤</sup>一〇一頁、脚注f 参照。

#### 付記

この晉書刑法志の訳注は、十分な整理や検討を経たものではないけれども、とにかく一応の訳注を終えることができたので、この機会に、訳注の末尾に付して、私懐の一端を誌しておきたいと思う。

われわれが、晉志訳注の最初の研究会をもつたのは、昭和三十二年一月十三日のことで、爾来、今日にいたるまで（昭和三十六年七月十四日）、その間にもたれた研究会は一四七回におよんでいる。これにさらに、以前に上梓した「訳注漢書刑法志」のそれを加えると、実に二百十数回に達することとなる。しかしこのことは、研究会の回数の徒らに多きを示そうとする意図では決してなく、私としては、その間、それぞれ所属の大学において、公私の役職や、研究上の本務をもたれながら、この訳注のために終始協力を惜しまれなかつた同志の諸君に対して、この機会に改めて感謝の微意を表したいということと、いまひとつ、同志の諸君の熱意と協力ともいかかわらず、その所産としての訳注が、甚だしく不十分なものであつて、それが、いつに私の力の足りないことに由来しており、顧みて慚愧に堪えないこととを、あわせて、表示せんがためのものにほかならない。

周知のように晉書刑法志は、歴代刑法志の中でも、最も難解なものひとつで、かつ内容的にも幾多の問題を包蔵しており、しかもこれを、原文の格調を可能な限り保持尊重しながら、理解しやすい日本語に訳出しようとする試みが、決して容易な作業でないことは、卒直に認めてよからうかと思われる。ただ、内容的な問題点は、そのひとつひとつについて、余りたちいつた考証や大胆な結論は避けることとしたが、それは、われわれの当面の目的と課題とが、晉志の訳注そのことにあったからであつて、それらの問題

については、改めて論及することが必要であるし、またひろく同学の諸氏によつて、問題とせられ、また解明せられるであろうことを期待している。

われわれが数年前、漢書や晉書の刑法志の訳注にこころさしたのは、それらが、中国法制史研究の基礎的文献であるにかかわらず、いまだわが国にては、そのひとつだに訳出されていないという事態に由来している。そしてそれを、あえて漢文の読みくだし調のかたちをとらずに、理解しやすいわれわれのことばとして訳出しようと試みたのは、そしてその目的が十分に達成し得たとは自認しえないけれども、とにかくその庶幾するところは、これら刑法志を、ひとり中国の研究者のみならず、ひろく、法制史に関心をもたれる人々の共通の素材たらしめ、逆にまたそのことによって、すなわち彼此共通の資料的条件の上に立つことによつて、相互に考究しあい、論及しあうことができるようなものとなさしめ、それによつて中国法制史の研究やその発展に、なにほどか寄与することができるならばといふ、ひそかなる冀求をこめてのことであつた。ただ、中国正史の刑法志あるいは刑罰志とよばれるものは、われわれが一般に考えるような意味での刑法や刑罰の歴史的記述では必ずしもない。そしてそのことは、中国の史書といわれるものの一般的な性格であつて、この事實を踏んまえずしては、あるいはこれを無視しては、中国の歴史的な研究自体が不可能であり、あるいはすくなくともその意義を甚だしく減殺してしまうこととなる。故にわれわれは、中国の史書のもつ一般的な性格や立場や、その常套的な表現や筆致などの認識や理解の上に——そしてそれは刑法志や刑罰志のみをとおしても十分に味得することができるものであるが——改めて、中国の法制史や刑法史や法思想史などといった学問を、まさしく歴史的に打ちたてなければならないのであって、そのような意味で、この訳注が専分の寄与をするとすれば、学界のためにも慶祝これにすぎるものはないわけである。

なお最後に、漢書刑法志を含めて、過去十数回にわたり、未定稿の訳注の掲載を許された編輯委員会に対して、深甚の感謝を表しておきたいと思う。なに分にもこのような種類の訳注は、未定稿とはいえ、活字として付印しておくことは、同学の士の叱正を蒙る機会を得ることができるのであるという以外に、訳注の内容についても形式についても、後の修正や整理を行なう上で、はかり知りがたい便宜があたえられるのであって、私の心から感謝にたえないところである。なおひきつづいて、魏書刑罰志の訳注を企画している。かわらない支援を得る」とができれば幸である（内田私記）。